

「国民保護に関する特別世論調査」の概要

平成 19 年 9 月
内閣府政府広報室

調査概要 調査対象 全国 20 歳以上の者 3,000 人
有効回収数 1,805 人 (60.2%)
調査期間 平成 19 年 8 月 2 日 ~ 8 月 12 日
調査方法 調査員による個別面接聴取

調査目的 国民保護に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする。

調査項目 1 国民保護の仕組みの認知度
 2 武力攻撃に対する不安
 3 緊急処理事態に対する不安
 4 緊急発令時に必要と思う情報
 5 国民保護訓練への参加意識

<お願い>

本資料の内容を引用された場合、その掲載部分の写しを
下記宛にご送付ください。

内閣府大臣官房政府広報室
世論調査担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1
電話 03(3581)0070
FAX 03(3580)1186

「国民保護に関する特別世論調査」の要旨

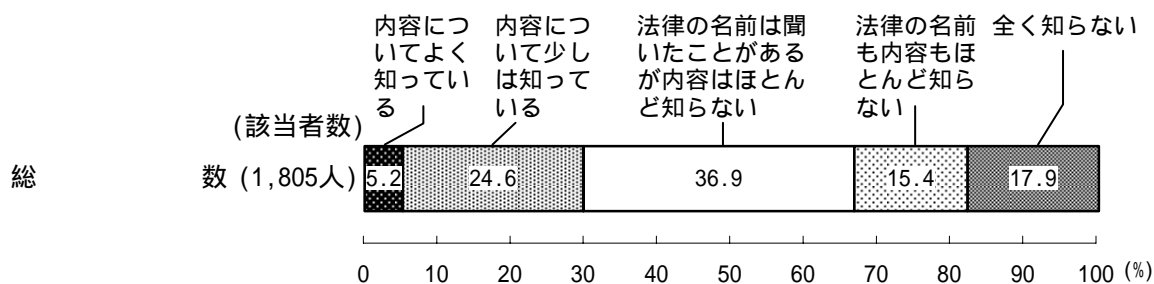
平成 19 年 9 月
内閣府政府広報室

調査時期：平成 19 年 8 月 2 日～平成 19 年 8 月 12 日
調査対象：全国 20 歳以上の者 3,000 人
回収結果：1,805 人 (60.2%)

1 国民保護の仕組みの認知度

平成 19 年 8 月

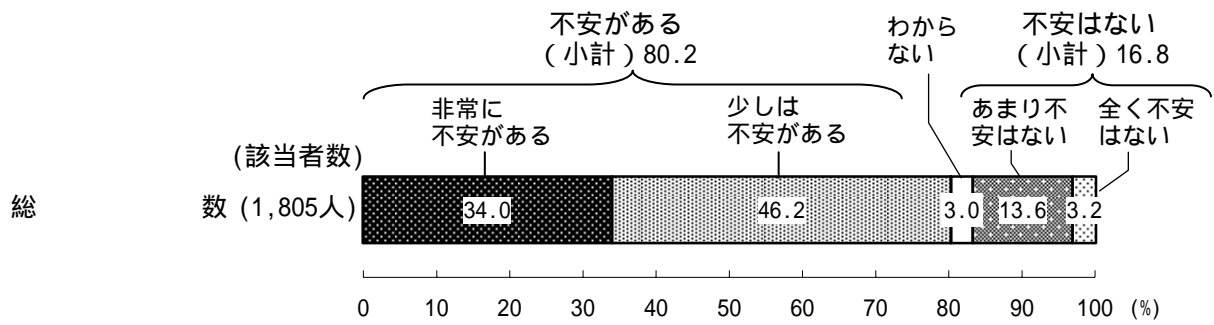
- ・ 内容についてよく知っている 5.2%
- ・ 内容について少し知っている 24.6%
- ・ 法律の名前は聞いたことがあるが内容はほとんど知らない 36.9%
- ・ 法律の名前も内容もほとんど知らない 15.4%
- ・ 全く知らない 17.9%



2 武力攻撃に対する不安

平成 19 年 8 月

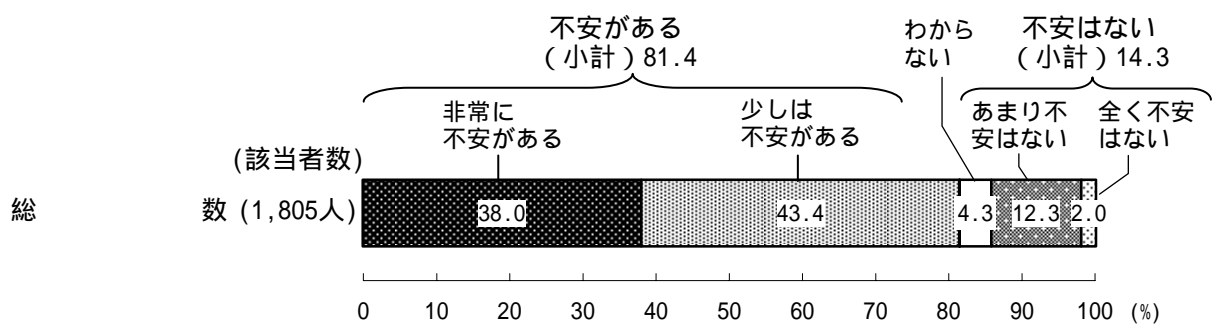
- ・非常に不安がある 34.0%
- ・少しは不安がある 46.2%
- ・あまり不安はない 13.6%
- ・全く不安はない 3.2%
- ・わからない 3.0%



3 緊急処理事態に対する不安

平成 19 年 8 月

- ・非常に不安がある 38.0%
- ・少しは不安がある 43.4%
- ・あまり不安はない 12.3%
- ・全く不安はない 2.0%
- ・わからない 4.3%

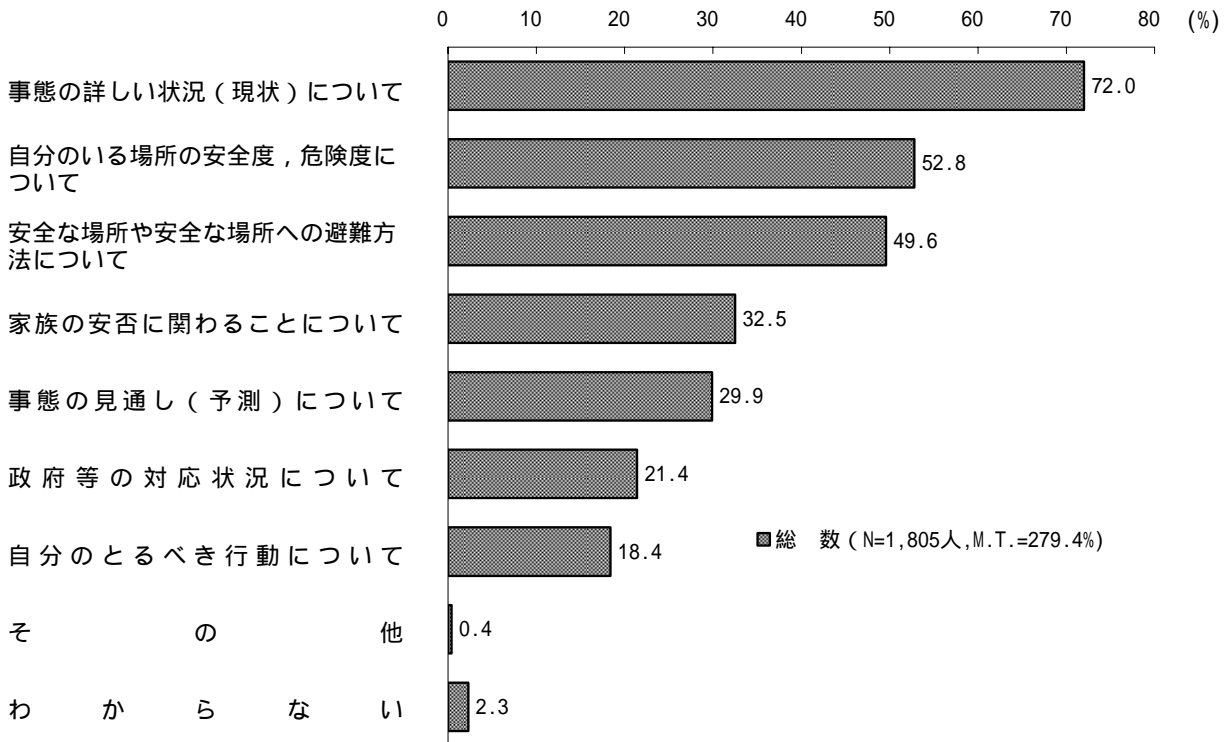


4 緊急発令時に必要と思う情報（3つまでの複数回答）

平成 19 年 8 月

- ・事態の詳しい状況（現状）について 72.0%
- ・自分のいる場所の安全度，危険度について 52.8%
- ・安全な場所や安全な場所への避難方法について 49.6%
- ・家族の安否に関わることにについて 32.5%

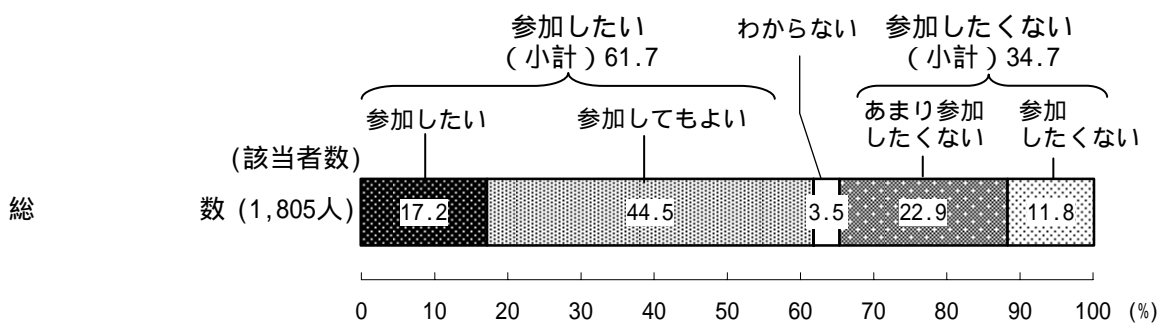
（3つまでの複数回答）



5 国民保護訓練への参加意識

平成 19 年 8 月

- ・参加したい 17.2%
- ・参加してもよい 44.5%
- ・あまり参加したくない 22.9%
- ・参加したくない 11.8%
- ・わからない 3.5%



国民保護に関する特別世論調査

調査時期：平成 19 年 8 月 2 日から平成 19 年 8 月 12 日
調査対象：全国 20 歳以上の者 3,000 人
回収結果：1,805 人 (60.2%)

話は変わりますが、次に時事問題として、「国民保護」についてお伺いします。
〔資料 3 を提示して、調査対象者によく読んでもらってから質問する〕

Q 1 〔回答票 21〕あなたは、国民保護法（国民保護の仕組みなど）についてどの程度ご存じですか。
次の中から 1 つだけお答えください。

- (5.2) (ア) 内容についてよく知っている
- (24.6) (イ) 内容について少しは知っている
- (36.9) (ウ) 法律の名前は聞いたことがあるが内容はほとんど知らない
- (15.4) (エ) 法律の名前も内容もほとんど知らない
- (17.9) (オ) 全く知らない

Q 2 〔回答票 22〕あなたは、武力攻撃や緊急対処事態に関してどのように感じていますか。まず、武力攻撃についてはどうでしょうか。（回答後）続いて、緊急対処事態についてはどうでしょうか。

(1) 武力攻撃

- (34.0) (ア) 非常に不安がある
- (46.2) (イ) 少しは不安がある
- (13.6) (ウ) あまり不安はない
- (3.2) (エ) 全く不安はない
- (3.0) (オ) わからない

(2) 緊急対処事態

- (38.0) (ア) 非常に不安がある
- (43.4) (イ) 少しは不安がある
- (12.3) (ウ) あまり不安はない
- (2.0) (エ) 全く不安はない
- (4.3) (オ) わからない

Q 3 〔回答票 23〕武力攻撃や緊急対処事態が迫った場合、または発生した場合には、必要に応じて住民のみなさんに警報や避難の指示が発令され、テレビやラジオなどを通して周知されますが、その際、どのような情報が必要と考えますか。次の中から特に必要と思うものを 3 つまであげてください。（ 3 M . A . ）

- (72.0) (ア) 事態の詳しい状況（現状）について
- (29.9) (イ) 事態の見通し（予測）について
- (52.8) (ウ) 自分のいる場所の安全度、危険度について
- (49.6) (エ) 安全な場所や安全な場所への避難方法について
- (18.4) (オ) 自分のとるべき行動について
- (32.5) (カ) 家族の安否に関わることについて
- (21.4) (キ) 政府等の対応状況について
- (0.4) (ク) その他（ ）
- (2.3) (コ) わからない

(M . T . =279.4%)

Q 4 〔回答票 24〕国や地方公共団体では、武力攻撃や緊急対処事態に備えて、避難訓練を含む国民保護訓練を実施しています。身近なところで国民保護訓練が実施される場合、あなたは、訓練に参加したいと思いますか。次の中から1つだけお答えください。

- (17.2) (ア) 参加したい
- (44.5) (イ) 参加してもよい
- (22.9) (ウ) あまり参加したくない
- (11.8) (エ) 参加したくない
- (3.5) わからない

【資料3】

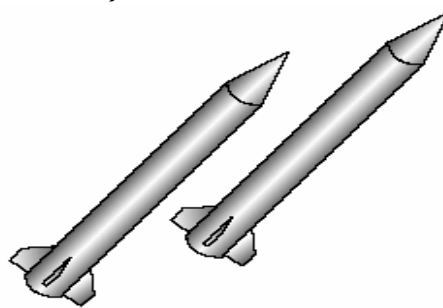
武力攻撃等から我が国の国民の生命、身体、財産を保護するため、平成16年に「国民保護法」(正式名称：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)が定められました。

「国民保護法」では、我が国に凶のような「武力攻撃」や「緊急対処事態」が迫った場合に、国や地方公共団体による警報の発令、避難の指示、救援の実施といった、国民保護のための仕組みが定められています。

武力攻撃(我が国に対する外部からの武力攻撃)



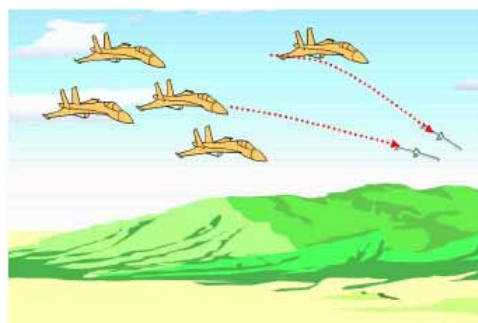
着上陸侵攻



弾道ミサイル攻撃

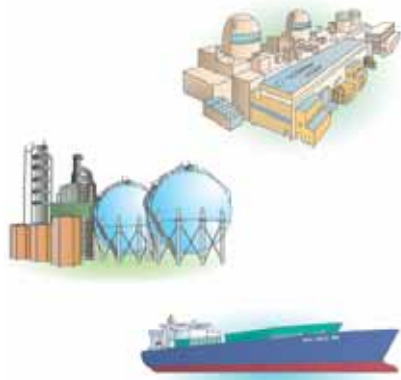


ゲリラ・特殊部隊による攻撃



航空攻撃

緊急処理事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した等の事態、大規模テロ攻撃）



危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

<例>

- ・原子力事業者などの破壊
- ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破
- ・危険物積載船などへの攻撃



多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

<例>

- ・大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破



多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

<例>

- ・放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）
- ・生物剤の大量散布
- ・化学剤の大量散布



破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

<例>

- ・航空機などによる自爆テロ